

17 公衆電話台

■ 基本的な考え方

公衆電話台を設ける場合は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

●すべての施設

■ 整備基準

次に掲げる基準に適合するものとし、かつ、障害者及び高齢者等が円滑に利用できる電話機を設置するよう努めること。

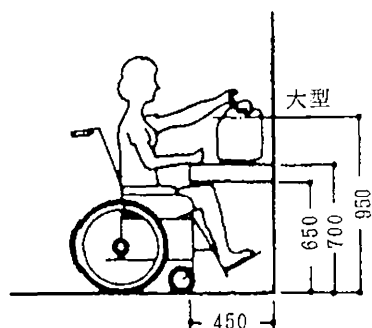
- 1 高さ ●電話台の高さは、70cm程度とする。
- 2 下部スペース ●電話台の下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。

■ 誘導基準

- 1 周囲 ○ボックスを設ける場合は、歩道面との段差及びその他の障害がないようにすることが望ましい。
○電話台の周囲には、身体を支える手すり又は壁面を設けることが望ましい。
- 2 標示 ○見やすい位置に配慮した旨を表示することが望ましい。
○金銭投入口等に点字による表示を行うことが望ましい。
- 3 電話機 ○電話機は次のものを設置することが望ましい。
 - (a)言語障害者用ファクシミリ
 - (b)プッシュホン式電話
 - (c)視覚障害者用ダイヤル
 - (d)音量増幅装置付き電話
 - (e)上肢の巧緻障害者用のプッシュホン式電話

電話台の例

車いすでの利用部分断面



正面

